

東秩父村災害廃棄物処理計画 概要版

平成31年（2019年）1月

東秩父村

目次

第1編	総論	1
第1	計画策定の目的	1
第2	計画の位置づけ	1
第3	処理体制における各主体の役割	2
第4	基本事項	3
第2編	災害廃棄物対策	5
第1	対象とする災害廃棄物	5
第2	対象とする災害と被害想定	6
第3	災害廃棄物の発生量の推計	6
第4	処理能力の検討	7
第5	処理フローの検討	9
第6	収集運搬の検討	10
第7	し尿及び生活系ごみの処理検討	10
第8	仮置場	10
第9	処理体制の検討	13
第10	計画の見直し	15

第1編 総論

第1 計画策定の目的

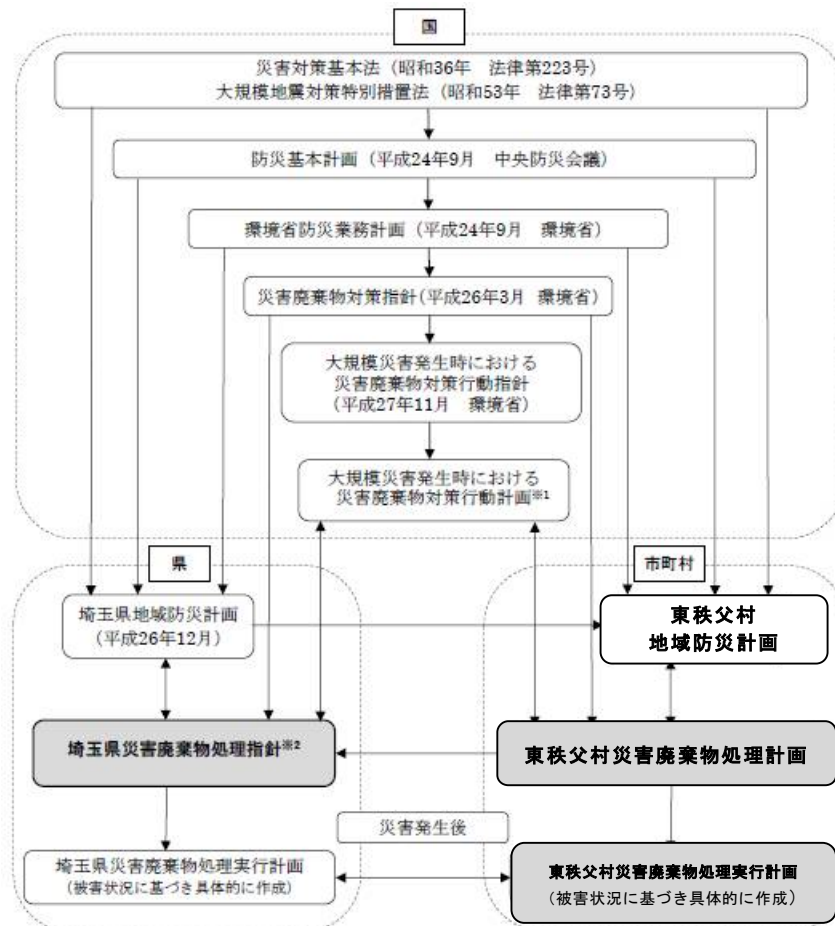
大規模な地震や水害による災害が発生した場合、被害建物等のがれきり類や、避難所からのごみ・し尿処理問題など、一時的に大量のごみの発生が予想されます。

また、交通の途絶等に伴い、一般ごみについても平常時の収集・処理を行うことが困難になることも予想されることから、事前に十分な対策を講じておく必要があります。

東秩父村災害廃棄物処理計画（以下、「本計画」という。）は、村内における過去の災害をはじめ、東日本大震災、阪神・淡路大震災、西日本豪雨災害等の教訓を踏まえ、「東秩父村地域防災計画」（平成28年3月）を補完し、そこで想定される災害に対する事前の体制整備を中心とし、住民・事業者・行政の連携に基づく災害廃棄物の円滑な処理を促進するため、国の「災害廃棄物対策指針」（平成26年3月、平成30年3月改定）、「埼玉県災害廃棄物処理指針」（平成29年3月）等に基づき策定します。

第2 計画の位置づけ

本計画の位置づけと他の法令・計画等の関係は、以下のとおりです。



※1：大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会において、地域における備えとして、行動計画の策定が求められている。

大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会とは、環境省関東地方環境事務所が、10都県を対象に災害廃棄物対策に関する情報共有や、大規模災害時の廃棄物対策に関する広域連携について検討するため設置した協議会。

※2：『埼玉県災害廃棄物処理指針』は、環境省が作成した災害廃棄物対策指針に基づき作成が求められている『災害廃棄物処理計画』に該当する。

（出典）『埼玉県災害廃棄物処理指針』を基に作成

第3 処理体制における各主体の役割

災害発生時の各主体の役割は、以下のとおりです。

1 村の役割

- 災害時には、被害の状況と災害廃棄物の種類、発生量推計値、処理期間、処理の基本方針や処理の流れなどを整理した災害廃棄物処理実行計画を作成し、災害時の応急体制を整備します。
- 小川地区衛生組合と連携のもと、災害発生時でも適切な廃棄物処理に対応できる体制を整備します。
- 仮設トイレについて、情報を共有し、迅速かつ円滑にし尿収集運搬作業が行える収集体制を整備します。
- 仮置場の選定、設置、維持や管理などを行います。
- 災害廃棄物の収集及び処理に必要な人員や資機材などが不足する場合には、県、県内市町、業界団体などに対して支援の要請を行います。
- 村民や関係団体などに対する啓発を行います。
- ボランティアからの支援の申し出に対して、支援内容等についての調整を行います。

2 県の役割

- 大規模災害時には、市町村が、災害廃棄物の処理をその区域内で完結することができない場合が想定されることから、県内における広域処理や地方自治法上の事務委託による県の代行処理も想定します。

3 関係団体等の役割

- 廃棄物処理業者、建物解体業者の団体等の関係団体は、災害廃棄物処理に協力するものとします。

4 事業者の役割

- 村が処理を行わない災害廃棄物を事業者が自己処理責任において処理するものとします。
- 自己処理責任において災害廃棄物を処理する事業者は、適切な分別と再利用・再資源化に努めるものとします。
- 村が行う災害廃棄物の処理について、必要な協力を行うものとします。

5 住民の役割

- 本計画に従い、災害廃棄物の円滑な処理に協力するものとします。

第4 基本事項

1 災害廃棄物処理の基本方針

- 災害廃棄物の処理にあたっては、最終処分量をできるだけ少なくする観点から、仮置場における分別の徹底などにより、可能な限り再資源化を進めます。
- 廃棄物の腐敗により生活環境が悪化することに伴う感染症の発生・蔓延を防止するため、生ごみ等の腐敗性のある廃棄物については、優先的に処理します。
- 復旧・復興の妨げとならないよう、災害廃棄物については発災から3年以内に処理するよう計画を策定します。なお、村において、3年以内に処理できない恐れがある場合は、県・近隣市町と協力し広域応援体制を構築します。

2 協力、支援体制

1) 自衛隊、警察、消防等との連携

災害発生直後は、自衛隊、警察及び消防による人命救助や啓開作業が優先的に行われ、分別や環境配慮といった災害廃棄物への対応が後手になると考えられます。これを踏まえ、以下の対応を要請します。

2) 国、県等の支援

災害廃棄物処理にあたっては、村が主体となって自区内処理を行うことが基本となりますが、被災状況や災害廃棄物の発生量によっては、埼玉県及び近隣市町等との協力・連携により、広域的な処理を進めます。

災害発生後の支援要請については、被災状況を把握した後、要請の必要性を判断した上で行うこととなります。

【災害廃棄物処理にかかわる協定】

本村で締結している協定のうち、災害廃棄物に関する協定、自治体間で行政人員の派遣等が期待される協定、及び民間団体において応急復旧等の支援が期待される協定を以下に整理します。

名称	協定締結先	内容
大規模災害時における相互応援に関する協定書	埼玉県内市町村 (13 市町村)	救助、復旧の相互協力
災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定	埼玉県清掃行政研究協議会	災害廃棄物処理に関し、協議会員（県、市町村、事務組合）で相互応援
災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する協定	埼玉県、埼玉県内全市町村	応急対策、復旧対策に関わる資機材、物資等の提供、職員の派遣等の総合応援

3) 災害ボランティアの受入

災害発生時には、被災家屋等の片づけや廃棄物の搬出など、災害ボランティアの受入が必要となります。このため、村社会福祉協議会等と連携し、ボランティア拠点の設置やコーディネート等を行います。

3 災害廃棄物対策業務の内容・スケジュール

区分	業務内容	初動期 (～数日間)	応急対策期 (～3か月程度)	復旧・復興期 (～3年程度)
連絡調整等	災害廃棄物等対策の総括、運営、進行管理			
	職員参集状況の確認と人員配置			
	廃棄物等対策関連情報の集約			
	災害対策本部との連絡			
	村民への広報			
	相談・苦情の受付			
	事業者への指導(産業廃棄物)			
	県及び他市町等との連絡			
	応援の要請(広域処理関係)			
	国庫補助の対応			
	災害廃棄物処理実行計画策定と見直し (処理フロー、災害廃棄物発生量推計)			
生活ごみ	避難所及び家庭から排出される一般廃棄物の収集・処理			
し尿処理	仮設トイレの設置、維持管理、撤去			
	し尿の収集・処理			
がれき撤去、仮置場運営等	がれき等の撤去 (道路啓開、家屋の解体撤去)			
	仮置場の設置、運営管理、撤去			
	環境対策、モニタリング、火災対策			

4 現在のごみ処理状況

本村のごみ処理の概要は次の通りです。

処理施設名	小川地区衛生組合 可燃ごみ処理施設	小川地区衛生組合 不燃処理施設	小川地区衛生組合 池ノ入環境センター
処理対象ごみ	可燃ごみ	資源ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ	し尿・浄化槽汚泥
竣工年 (改修年)	昭和 51 年 7 月(既存施設) 平成 14 年 3 月(排ガス処理 設備整備)	昭和 52 年 3 月	平成 7 年 3 月(既存施設) 平成 18 年 3 月(前脱水設備設置) 平成 30 年 3 月(脱水設備等改良)
処理能力	62t/日(31t×2基)	20t/日	100kl/日(生し尿 10kl/日+浄化槽 汚泥 90kl/日)
処理方式	ストー方式(可動)	圧縮・破碎方式	高負荷脱窒素処理方式+高度処理
所在地	小川町中爪 1681-1	小川町中爪 1681-2	嵐山町大字志賀 1710
構成市町村	小川町、嵐山町、滑川町、ときがわ町、東秩父村		

第2編 災害廃棄物対策

第1 対象とする災害廃棄物

計画において対象とする災害廃棄物は、「地震動及びこれに伴う土砂災害、火災等の災害により発生する廃棄物並びに被災後の避難生活等により発生する廃棄物（風水害等による廃棄物も含む。）」と定義し、災害廃棄物処理計画の処理対象は以下のとおりとします。

【計画の対象とする発災時の災害廃棄物の種類と特性】

区分	種類	内容	特性			
			再利用可能性	減量可能性	有害性危険性	処理困難性
がれき類	木くず	柱・梁・壁材、水害などによる流木など	○	○		
	コンクリートがら等	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくず、瓦など	○			
	金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材など	○			
	可燃物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した廃棄物		○		
	不燃物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂などが混在し、概ね不燃性の廃棄物	○	○		
処理に注意が必要な廃棄物	腐敗性廃棄物	畳や被災冷蔵庫等から排出される食飼肥料工場等から発生する原料及び製品など		○		○
	廃家電等	被災家屋から排出されるテレビ、洗濯機、エアコンなどの家電類で、災害により被害を受け使用できなくなったもの ※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う	○	○	○	
	廃自動車等	災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車 ※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う	○	○	○	
	有害廃棄物等	石綿含有廃棄物、感染性廃棄物、PCB、化学物質、フロン類・CCA・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類など			○	○
	適正処理困難物	消火器、ボンベ類などの危険物、ピアノ、マットレスなどの地方公共団体の施設では処理が困難なもの（太陽光発電設備、レントゲンや放射線源を含む）、農機具、石膏ボードなど		○	○	○
生活ごみ	家庭から排出される生活ごみや粗大ごみ	○	○			
避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみ	○	○			
し尿	仮設トイレ等からの汲取りし尿		○			

第2 対象とする災害と被害想定

1 地震による被害想定

「関東平野北西縁断層帯地震（断層破壊開始 北側ケース）」の村内の被害想定は、下表のとおりであり、災害廃棄物の発生量は、この家屋被害の想定に基づいて推計します。

■震度階の最大値及び液状化危険度

地震	規模	最大震度階 (村内)	(断層破壊開始 北側ケース)		
			全壊棟数	半壊棟数	液状化可能性 (面積率)
関東平野北西縁断層帯地震	M8.1	6強	11棟	76棟	0%

出典：「平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査」 ※火災による焼失は0

2 風水害（土砂災害）による被害想定

「東秩父村地域防災計画」で示された村内での最大となった風水害は、下表のとおりであり、災害廃棄物の発生量は、この家屋被害に基づいて推計します。

■昭和41（1966）年9月（台風26号）の被害

風水害(土砂災害)	住宅損壊	住宅半壊	住宅 一部破壊	浸水	
				床上浸水	床下浸水
昭和41年9月（台風26号）	2棟	49棟	204棟	3棟	63棟

出典：「東秩父村地域防災計画」

第3 災害廃棄物の発生量の推計

1 地震による災害廃棄物発生量の推計

本計画では、がれき類発生量が最大値となる「関東平野北西縁断層帯地震（断層破壊開始 北側ケース）」における災害廃棄物発生量4,310tを計画値とします。

■「関東平野北西縁断層帯地震（断層破壊開始 北側ケース）」の災害廃棄物発生量の推計

	被害棟数		発生原単位	発生量
	全壊	半壊		
揺れ・急傾斜地崩壊	11棟	76棟	161t/棟	1,771t
	76棟	32t/棟	2,432t	
焼失	—	1棟	107t/棟	107t
合計				4,310t

出典：「埼玉県災害廃棄物処理指針」

2 風水害（土砂災害）による災害廃棄物発生量の推計

本計画では、村内において最大の被害となった風水害（昭和41年9月 台風26号）に基づき推計した災害廃棄物発生量1,943tを計画値とします。

■風水害（土砂災害）による災害廃棄物発生量の推計

	被害棟数		発生原単位	発生量
	全壊	半壊		
土砂災害・強風等	2棟	49棟	161t/棟	322t
	49棟	32t/棟	1,568t	
水害	床上浸水	3棟	4.6t/棟	14t
	床下浸水	63棟	0.62t/棟	39t
合計				1,943t

出典：「埼玉県災害廃棄物処理指針（発生原単位）」に基づき独自推計

第4 処理能力の検討

災害廃棄物の種類や性状に応じて、破碎選別処理、焼却処理等の中間処理、再生利用及び埋立処分等の処理を行う必要があります。災害廃棄物処理に必要な中間処理能力、再生利用ルート、埋立処分能力は、既存の施設等の能力を最大限に活かすとともに、不足分については広域処理や仮設処理施設の整備により対応することが必要となります。

1 既存施設の処理余力等

現在、本村のごみ処理は、小川町、嵐山町、滑川町、ときがわ町とともに小川地区衛生組合のごみ焼却処理場及び不燃物処理施設で行っています。

これらの施設について、稼働率を考慮した最大処理可能量と処理実績等を次に整理しました。

■年間処理可能量等

	処理可能量		平成 29 年度 処理実績 (t/年)	処理施設の 余力 (t/年)
	日量 (t/日)	年間量 (t/年)		
焼却	62 t/日	17,360 t/年	17,304 t/年	56 t/年
破碎処理	20 t/日	4,348 t/年	1,738 t/年	2,610 t/年

注) 焼却施設は年間 280 日稼働、調整係数 1.00 として年間処理可能量を算定。

注) 破碎処理施設は年間 250 日稼働、変動係数 1.15 として年間処理可能量を算定。

焼却処理に関しては、年間処理可能量 17,360 t/年と年間処理実績 17,304 t/年の差分である処理施設の余力は 56 t/年とほとんどありません。本村のみを対象とした場合でも、関東平野北西縁断層帯地震の際の要処理量 420t に対して、そのほとんどの 364 t が不足となります。

地震や風水害等の被害は広範囲に及ぶ場合が多く、小川町等 4 町も同時に被災すると想定した場合、要焼却処理量は非常に大きくなり、施設の余力を利用するだけでは焼却処理を賄うことができません。

また破碎処理施設は多少の余力があるものの、ガラスだけを対象とした施設であり、粗大ごみやがれき類等が多く発生すると考えられる災害廃棄物の不燃物を処理できないため、産業廃棄物処理業者等と協定を結ぶなどにより、処理できる体制を構築していく必要があります。

なお、再生利用や埋立処分に関しても、破碎処理施設と同様です。

2 災害発生時の対応

災害廃棄物の発生量が甚大な場合、広域的な処理・処分による対応が必要となります。そこで、それぞれの災害発生時の対応について次のとおり整理します。

(1) 関東平野北西縁断層帯地震の場合

関東平野北西縁断層帯地震により発生すると推計される組合構成町村の災害廃棄物量は、焼却処理、破碎選別処理とも要処理量が処理施設の余力を大きく上回っており、再生利用及び埋立処分の要処理量についても同様と考えられます。

- ①本村の災害廃棄物発生量を推計した後、小川地区衛生組合に連絡し、処理方法の検討を行います
- ②広域的な処理による対応の必要があれば、国・県・近隣市町・小川地区衛生組合と協議し、支援を要請します。
- ③仮設処理施設による対応の必要があれば、国・県・近隣市町・小川地区衛生組合と検討します。

なお、発生する災害廃棄物量を仮設処理施設で処理する場合、本村分としてそれぞれ次の処理能力が必要となります。

■仮設廃棄物処理施設の施設規模（関東平野北西縁断層帯地震の場合）

施設	処理対象廃棄物	発生量	年間処理量	日処理量
焼却施設	可燃物・柱角材	420.4t	140.1t/年	0.5 t/日
木くず破碎施設	柱角材	126.1t	42.0 t/年	0.2 t/日
コンクリートがら 破碎施設	コンクリートがら	2,471t	823.7 t/年	2.9 t/日
不燃物選別施設	不燃物・金属	1,376.8t	459.0 t/年	1.6 t/日

注) 発生した災害廃棄物は、3年間で処理するものとします。

注) 焼却処理対象には、柱角材の2/3を含みます。

注) 『ごみ処理施設整備の計画・設計要領（2017改訂版）』より、年間の稼働日数を280日として設定しています。

(2) 風水害の場合

発生すると推計される組合構成町村の災害廃棄物量は、焼却処理は要処理量が処理施設の余力を上回っています。なお、破碎選別処理は要処理量が処理施設の余力を下回るものと想定され、破碎選別処理施設については適切に運転し、早期の解消を目指します。

ただし、処理施設や運搬車両が水没等の被害にあった場合には、これらが復旧するまでは自区内での処理が困難となるため、広域的な処理が必要になることに留意します。

なお、発生する災害廃棄物量を仮設処理施設で処理する場合、本村分としてそれぞれ次の処理能力が必要となります。また、がれき混じり土砂の形での排出が想定されますが、これを処理するための適切な施設が無い場合は、がれき混じり土砂処理施設が必要となります。

■仮設廃棄物処理施設の施設規模（風水害の場合）

施設	処理対象廃棄物	発生量	日処理量
焼却施設	可燃物・柱角材	215.3t	5.4 t/日
木くず破碎施設	柱角材	65.6t	1.6 t/日
不燃物選別施設	不燃物・金属	592.1t	14.8 t/日
がれき混じり土砂処理施設	コンクリートがら、土砂	1,112.3t	27.8 t/日

注) 発生した廃棄物は約2か月（稼働日数40日）で処理するものとします。

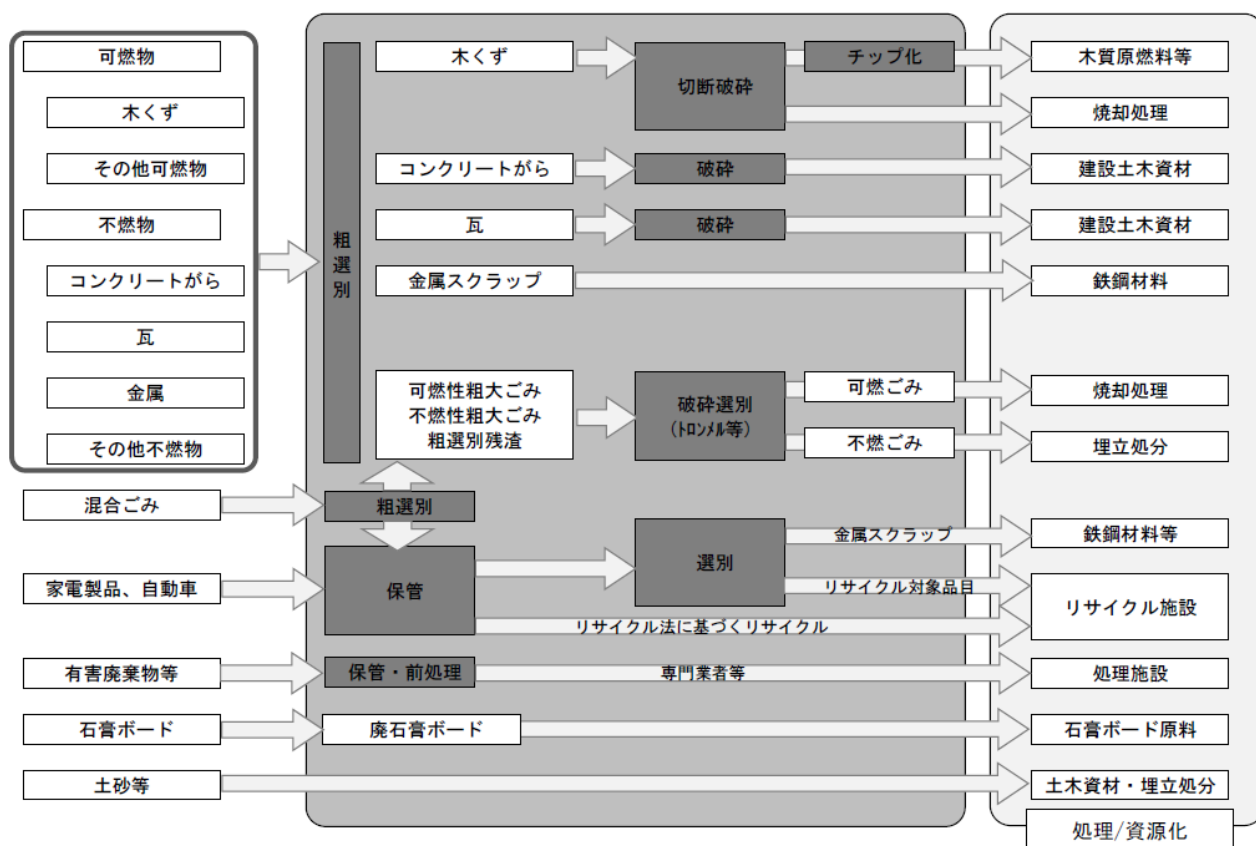
注) 処理期間は、平成27年9月の関東・東北豪雨で被災した栃木市（災害廃棄物発生量5,360t）の事例を参考に設定します。

第5 処理フローの検討

災害が発生した場合、平常時とは大きく異なり、木くずやがれき類、あるいは土砂が多量に発生すると想定されます。これらの災害廃棄物は、住民により、可能な限り分別した状態で仮置場への搬入を依頼します。仮置場では、さらに粗選別を行い、中間処理施設へ搬送し、資源化可能なものは徹底して再資源化を図り、資源化できないものについては焼却処理あるいは埋立処分とします。

災害廃棄物の種類ごとの分別、中間処理、最終処分、再資源化の処理フローの例を次に示します。

■災害廃棄物の処理フロー



出典：「埼玉県災害廃棄物処理指針」

第6 収集運搬の検討

本村における災害発生時の収集運搬は、次のとおりとします。

- 災害廃棄物については、住民が可能な限り分別し、各自で仮置場まで運搬します。
- 住民が、自力での運搬が困難な場合には、村が村内の土木建設業者等に応援を要請します。
- 仮置場から処理施設までの運搬は、村が土木建設業者等に要請します。
- 災害廃棄物以外の一般廃棄物については、収集体制が整い次第、平常時の収集曜日、排出ルールにて収集を行います。

■収集運搬車両必要台数の想定

災害名称	災害廃棄物量 (t)	1日あたり運搬量 (t/日)	必要車両台数 (台/日)
関東平野北西縁断層帯地震	4,310.1t	18.0 t/日	2.6 台/日
風水害(土砂災害)	1,942.9t	48.6 t/日	6.9 台/日

第7 し尿及び生活系ごみの処理検討

1 し尿の処理

避難所等にて仮設トイレを利用する人口を推定し、1人当たりのし尿量(2.5L/人日)及び1人当たりの浄化槽汚泥発生量(1.2L/人日)等、さらには浄化槽使用人口などを基に処理必要量を算出します。本村の場合、ほとんどが浄化槽(合併浄化槽を含む)であること及び避難者人数も少ないことから、関東平野北西縁断層帯地震の際の仮設トイレ設置数は1基、水害の際は4基程度と想定されます。

2 生活系のごみの処理

村全体で発生する生活ごみは1日あたり約2tと推計され、このうち避難所から排出される量は最大で0.12tとなります。

第8 仮置場

1 分類

公衆衛生の確保や人命救助の面、さらには復旧復興を軌道に乗せるため、これらの支障となる災害廃棄物を速やかに移動させる必要があります。そして、これらの災害廃棄物を移動させ、効率的に再資源化あるいは処分していくために、仮置場の設置が必要となります。

一次仮置場は、災害廃棄物を被災現場から二次仮置場に運搬する際の中継施設として、手作業や重機作業により粗選別を行う場所となります。二次仮置場は中間処理を行うまでの間、保管しておく場所となります。

本計画においては、発災後、道路の閉塞等を解消するために速やかに設置し、運営していくことが必要となる一次仮置場の設置について整理します。

二次仮置場については、発災後の被災状況を踏まえ、埼玉県及び周辺市町との協議により、設置を検討するものと位置づけます。

2 必要規模の検討

『埼玉県災害廃棄物処理指針』によると、仮置場の必要面積は次のように推定できます。

【仮置場必要面積】

- 関東平野北西縁断層帯地震 約2,000m² (3年間で処理を想定、積み上げ高さ3m)
- 水害 約1,400m² (1年間で処理を想定、積み上げ高さ3m)

3 仮置場の確保

仮置場については、以下の方針に沿って候補地を確保します。

【仮置場確保に向けた方針】

- ①公共用地を中心に仮置場候補地を選定していきます。
- ②仮置場候補地の選定にあたっては、避難場所・仮設住宅建設予定地等との調整を図ります。
- ③公共用地だけでなく、災害時に用地借用ができるように民間との協力体制を構築し、仮置場候補地の確保を図ります。

■仮置場候補地

施設名称	住所	面積	備考
坂本グランド	東秩父村大字坂本 1550 番地	約 4,853m ²	進入路が狭隘
安戸グランド	東秩父村大字安戸 386 番地	約 7,070m ²	進入路が狭隘
ふれあい広場	東秩父村大字御堂 549 番地	約 14,673m ²	ヘリポート等での利用が無い場合



坂本グランド



安戸グランド




ふれあい広場

4 災害発生時における仮置場の設置

災害発生時は、人命救助や支援・救援物資等の受入を迅速に行うことができるように避難路や緊急輸送道路を確保する必要があります。災害廃棄物はそれらの障害となるため、被害状況を考慮して仮置場を設置します。

■災害発生時における仮置場設置の考え方

被害状況	仮置場設置の主目的	仮置場設置の考え方
甚大な被害  軽微な被害	避難路の確保等	被害の甚大な場所では優先的に仮置場を設置し、避難路を確保します。 この際、指定避難所等や応急仮設住宅建設候補地等と被らないよう、関係課と調整します
	緊急輸送路の確保等	支援や物資の緊急輸送路を確保するため、輸送路周辺に仮置場を設置し、障害となる災害廃棄物を移動します。
	生活空間の確保等	家庭等で発生した災害廃棄物を除去し、生活環境や生活空間を確保するとともに、復旧等を容易にするため、必要に応じて仮置場を設置します。

5 仮置場の管理・運営

(1) 受入

○受入の優先順位

災害廃棄物を受け入れる優先順位を以下のように定めます。

- ①避難路、緊急輸送道路にある障害物
- ②災害対策本部、埼玉県、関係機関などの要請があるもの
- ③家庭等から排出される災害廃棄物

○受入時間帯

安全面を考慮し、夜間は避けて昼間の受入を原則とします。

ただし、交通渋滞の状況や周辺環境の状況（夜間でも明るい等）に応じて、早朝や夜間の受入を検討します。

(2) 保管

仮置場には、環境保全上の配慮が必要な廃棄物が、一般廃棄物に混ざった状態で搬入されることが予想されます。そのため、仮置場への搬入段階で廃棄物の性状を把握し、飛散流出の防止や適正な保管が必要である旨の明示等を行うことが必要となります。

中には、爆発・発火しやすい廃棄物が混入している可能性もあるため、関係者以外が近づかないように警備員を配置、発火した場合を想定して消火器を設置、消防署との連携を強化するなどの対処が必要です。

また、二次公害の防止策として、粉じん対策用散水、汚水・排水処理、ネットや柵による飛散防止が考えられます。

生ごみ等の有機物については、腐敗・発酵による悪臭や害虫発生を防止する必要があります。特に、水を含んだ畳は悪臭を発するため、優先的に資源化・焼却処分することが必要です。

次表に、仮置場保管時に注意が必要な品目について整理します。

■仮置場における保管上の注意点

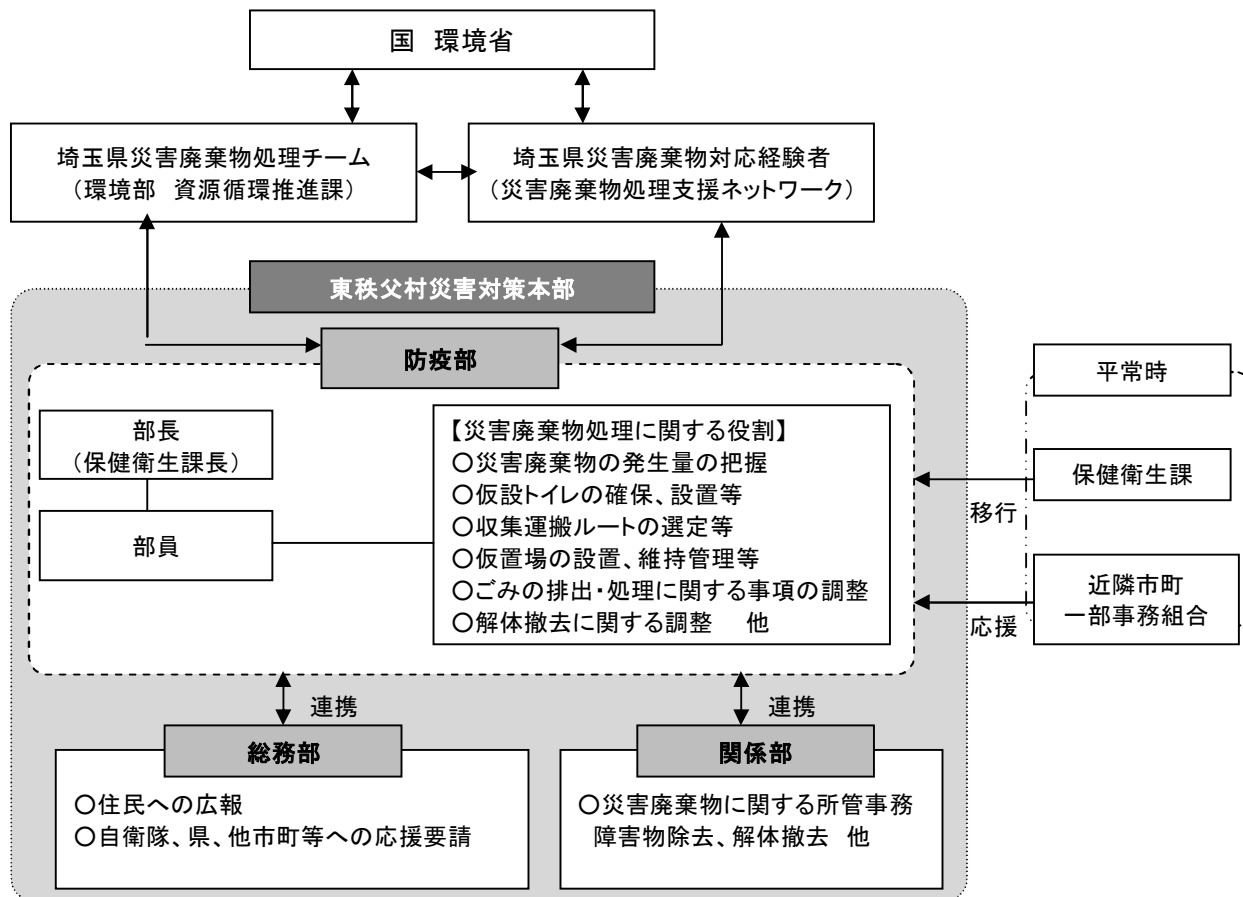
品目	保管時の注意点
PCB	PCB が使用されている可能性のある電気機器については、分別保管の上、飛散・流出を防止する措置をとります。 また、保管場所には、PCB 廃棄物の保管場所である旨を明示します。
廃石綿 (アスベスト)	搬入される災害廃棄物にアスベストが混入していないかを確認し、適切な除去・分別を行う必要があります。 また、除去・分別した廃石綿やアスベストは区別して保管することに加え、保管場所である旨を明示します。
家電リサイクル法の対象品目	冷媒フロンの回収が必要なエアコンや冷蔵庫、PCB が使用されているテレビに注意が必要です。
混合物	分別し切れなかったものが混合物であるが、有機物の割合が高い場合、中で発酵・分解が進み、高温となって火災に繋がる場合があります。 そのため、積上げる高さに注意するとともに、保管中の温度等を測定することが望まれます。

第9 処理体制の検討

1 処理体制

災害廃棄物を迅速に処理するため、次に示す組織を迅速に立ち上げる必要があります。

■災害廃棄物処理対策組織の構成



(出典)『埼玉県災害廃棄物処理指針』を基に作成

■災害廃棄物処理に特に関係する事務分掌

部	事務分担
総務部	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関との連絡調整に関すること ○自衛隊の派遣要請に関すること ○災害の広報に関すること
救助部	<ul style="list-style-type: none"> ○応援団体の誘導に関すること ○避難所の開設及び維持管理に関すること ○ボランティアの受入に関すること
防疫部	<ul style="list-style-type: none"> ○清掃に関すること ○仮設トイレの調達、設置に関すること
農政部	<ul style="list-style-type: none"> ○災害復旧に関すること
土木部	<ul style="list-style-type: none"> ○障害物の除去に関すること

出典：「東秩父村地域防災計画」（平成 28 年 3 月）

2 ごみ処理体制

大規模災害発生時には、通常のごみに加え、一時的に家具等の大量の粗大ごみが排出されるため、これらを踏まえた仮置場の確保、収集運搬体制の構築など、ごみ処理体制の整備を図る必要があります。災害廃棄物発生量の推定や仮置場の確保に関する検討などは前述したとおりです。

ごみ処理体制については、交通の分断や交通渋滞等を考慮し、あらかじめ作業に従事する人員及び車両を確保する方法を検討するとともに、広域的な支援体制の整備を図っていくことが必要です。

なお、災害廃棄物に関する相互支援協定としては、埼玉県清掃行政研究協議会とその会員である県、市町村及び関係一部事務組合が協定を締結しています。

3 し尿処理体制

災害時には、電気・上水道等のライフラインが一時的にストップし、また、交通障害などにより、し尿の適正処理が不可能となることが予想されます。

そのため、村は仮設トイレ等、し尿処理に必要なものが迅速に確保できるよう、あらかじめ調達業者を把握するとともに、業者との間で協定を締結しておくことが必要となります。

4 安全で安定した処理を継続するために必要な事項

長期的に安全で安定した災害廃棄物処理体制を維持するため、職員の安全・健康管理を重視し、継続的に業務が遂行できる体制を構築することが求められます。

- ①職員の安全・健康配慮
- ②適正な人員配置、交代勤務による過重労働の回避
- ③交代要員の確保、自衛隊・ボランティア等への支援要請
- ④長時間勤務の制限とチェック体制
- ⑤サポート体制の構築
- ⑥担当医による診断や指導

5 排出ルール作成・啓発

(1) 排出ルールの作成

災害発生時は、平常時と同じ分別での排出が困難であることが予想されますが、排出段階で可能な限り分別することがスムーズな処理や再生利用につながります。

そこで、災害発生時においても、現状の分別区分と変わり次表のような分別区分（例）を設定し、住民へ周知することとします。

■災害発生時における一般廃棄物の分別区分（例）

分別区分	具体的なごみの例
燃えるごみ	生ごみ、紙、葉っぱ、小さな枝木、衣類等
燃えないもの（金属類）	金属製の小物（缶、小型家電、傘、鍋等）
燃えないもの（ガラス類）	びん、せともの類、割れた廃蛍光灯等
燃えないもの（その他）	プラスチック製品、革製品等
燃えないもの（有害ごみ）	乾電池、割れていない蛍光灯等
粗大ごみ	ふとん、タンス、机、椅子、ベッド、自転車、ストーブ等

また、平常時は行政が回収していない家電リサイクル法対象品目や、適正処理困難物（爆発の恐れのあるものなど）及び事業系ごみなども、一般廃棄物と混合して排出あるいは搬入される可能性があります。これらが確認できた場合は、仮置場にて適正に処分できるよう選別します。

(2) ルールの周知・啓発

災害発生時の混乱を抑制し、膨大に発生する廃棄物を迅速かつ適切に処理するためには、関係者ならびに住民への広報が必要となります。

広報の手法としては、防災無線、広報車、広報紙、チラシ、貼り紙、タブレット配信、インターネット（ホームページや SNS）を軸とし、必要に応じて通信媒体（テレビ、ラジオ、新聞）等を用いて周知を行います。

6 災害廃棄物処理実行計画の作成

災害廃棄物処理実行計画は、発災後、災害の実態に即して国が策定する「災害廃棄物の処理指針」（マスタープラン）を踏まえて策定します。

災害廃棄物処理実行計画の策定にあたっては、必要に応じて県から支援を受けます。また大規模災害時で、村だけでの処理が困難で、広域的な対応が必要となる場合は、県が災害廃棄物処理実行計画を策定し、災害廃棄物処理の全体的な進行管理を行うこととなります。

なお災害廃棄物処理実行計画は、処理の進行に伴って、定期的に見直しを行っていきます。

第 10 計画の見直し

関連する地震等被害想定調査結果による被害想定が見直された場合、処理施設の新たな設置や廃止、処理施設の耐震化等により災害廃棄物の処理能力が著しく増減した場合及び計画に基づく訓練等により是正すべき計画の課題が抽出された場合など、必要に応じて計画を継続的に見直すことにより、より実効性のある計画を目指します。

評価・見直しにあたっては、以下の 4 項目を中心に実施します。

①訓練の実施

実際の訓練を通して本計画の問題点等を検討します。

②他事例の情報収集

他自治体で作成された災害廃棄物処理計画や災害発生時の対応等について情報を収集します。

③定期的な見直し

訓練の結果や収集した情報を評価し、本計画に反映・見直しを行います。

④担当者名簿・リストの更新

災害発生時の担当者名簿や協定締結団体等のリスト等について、毎年内容を更新します。